

米原ジュニアフットボールクラブ

2024年度活動の手引き



①活動での確認事項

④会費について

②MJFC10のお願い

⑤スポーツ安全保険について

③クラブ規約

⑥その他

米原ジュニアフットボールクラブ

Maihara Junior Football Club

since1990

サポーター(保護者)の皆様へ

平素は米原ジュニアフットボールクラブの運営にあたり、ご理解とご協力いただきありがとうございます。

2024年度の活動にあたり、サポーター(保護者)の方への、ご協力とお願いです。

送迎当番と観戦について

- ①選手の送迎は、試合場所までの送り迎えだけにし、送迎セット、シート救急箱等の試合会場での持ち運びは、できるだけ子供たちにやらせて下さい。
- ②試合と試合の間の水分補充についても、子供たちにやらせて下さい。
- ③保護者の方は、ベンチとは逆サイドで応援して下さい。
- ④マナーなどでは、ご自分の子供と同様にしかして下さい。(食事は座って食べるとか、ゴミはゴミ袋にとか)
- ⑤試合結果を必ず記録し、クラブ記録担当まで報告して下さい。
- ⑥**選手のプレーへの指示する声かけは一切 NG。**(ピッチ内は子供専用エリアです)
- ⑦審判へのクレームは厳禁です。(チームにペナルティが課せられます)

練習場所と時間について(基準)

火曜日	河南中グラウンド or 米小体育館
金曜日	練習時間 19:00~21:00
土曜日	・ 蓮池グラウンド 練習時間 14:00~16:00 春夏 13:30~15:30 秋冬

★予定は、スマホから確認できます。



<http://mjfc1990.jimdo.com/>

★ 練習時間と場所は季節により変更あり(HP に掲示)

今年度も、子供たち一人一人の**個を大切に**し、**楽しいサッカー**と一緒にやっていきたいと思っています。
サポーター(保護者)の皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

蓮池グラウンドは天然芝生となって14年となりました、皆様のご協力で、なんとか芝の維持ができています、今後も選手達に安全なグラウンド環境下でサッカーを続けていけるように、芝のグラウンドを維持管理していきたいと思っております。芝生っていいですね！
ご協力をお願いいたします。

米原 JFC 保護者の皆さんへ10⁺のお願い

1. 試合中、選手へのフレーを指示する声掛けは一切しないでください。

忘れないでください。フレーするのはあなたの子供です。あなたではありません。

*2024 年度以降で従っていただけない場合は観戦禁止。さらにはクラブを退会していただく事も考えています。もちろん、選手のプレーへの拍手、歓声は大歓迎ですし、そのような事での自チームでの試合の盛り上をお願いしたいのです。

2. 試合ではすべての子どもを応援してあげましょう。

3. 金品を過剰に与えないすぎでください。

4. 子どもに家庭での一役を与えてください。

5. 他の保護者さんとサッカーを通じて交流し楽しんでください。

6. 子どもの前で指導者の批判はしないでください。

7. 食事は練習と同じです。十分な量を取るよう心がけさせてください。

8. 親兄弟だけではなく、近隣へのあいさつも心がけさせてください。

9. 試合で勝つこともあれば、負けることもあります。必要以上に慰めの言葉をかけないでください。時に涙することも成長につながります。

10. 自分の身の回りのことは自分でやらせてください。

10⁺. 選手はフレーに、指導者は指導に、保護者は運営サポートにと、それぞれの目的役割を理解して下さい。

※JFA サポーター参考 HP



大切に思うこと



Players First!!

米原ジュニアフットボールクラブ規約

第I章 総則

- (名称)
- 第1条 本クラブは、米原ジュニアフットボールクラブ（以下「クラブ」という）と称する。
- (目的)
- 第2条 本クラブは、地域の学校教育活動外に於いて、スポーツを通じて青少年の健全な心身育成に資することを目的とする。
- (活動)
- 第3条 本クラブは、前条の目的を達成するため次の活動を行う。
- (1) 各種スポーツ活動
 - (2) 体カテスト
 - (3) レクリエーション活動
 - (4) 文化学習活動
 - (5) 他団体との交歓交流活動
 - (6) 奉仕活動
 - (7) その他本クラブの目的達成に必要な活動
- (事務所)
- 第4条 本クラブの事務所は、米原町中央公民館内に置く。

第II章 団員・指導者

- (構成)
- 第5条 本クラブは、団長・指導者・クラブ団員ならびにその保護者および本スポーツ少年団のも目的に賛同する個人・団体をもって構成する。
- (クラブの加入登録)
- 第6条 本クラブへの加入登録は、本クラブの所定の用紙で行う。
2. 本クラブに加入登録できる児童は、毎年度1年生以上のすべての児童とする。
 3. 加入登録にあたっては、別に定める会費を加入登録と同時に納入するものとする。
 4. 加入登録した団員の年度途中の退団は、これを認めるものとする。
ただし、会費については、これを返納しない。
- (有効期間)
- 第7条 本クラブ員の登録有効期間は、加入登録の申し込みを受けた日からその年度の末日までとし、毎年度ごとにこれを更新する。
2. 更新の方法は、前条に定めるところによる。
- (団の登録)
- 第8条 本クラブは、第5条に定める構成員をまとめ、日本スポーツ少年団指定の登録用紙により団と

して他の構成団体に指定の登録料を添えて登録することができる。

(安全保険の加入)

第9条 クラブ団員は、全員財団法人スポーツ安全協会の保険に加入するものとする。

第三章 役員

(役員)

第10条 本クラブには、下記の役員を置く。

団長1名 副団長1名 会計1名 理事若干名 幹事2名
指導者若干名

(役員を選出)

第11条 前条の役員は、本クラブ役員会にて選出し保護者会総会にて承認を得る。

(役員の仕事)

第12条 団長は、本クラブを代表しクラブを統括する。

2. 副団長は、団長を補佐し団長が事故あるときは、その職務を代行する。
3. 会計は、本クラブの会計を担当する。
4. 理事は、本クラブの各事業を担当する。
5. 監事は、本クラブの会計を監査する。
6. 指導者は、本クラブの活動を指導する。

(役員の仕事)

第13条 本クラブの役員の仕事は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 本クラブの役員に欠員が生じたときはそれを補充する。ただし、その場合の仕事は前任者の残任期間とする。

(会議)

第14条 本クラブの会議は、役員会とし、会議は団長がこれを召集する。

2. 会議の議長は、団長がこれに当たる。
3. クラブの議事は役員の仕事の過半数をもって決め否可同数のときは議長がこれを決める。

第四章 クラブ育成保護者会

(育成保護者会)

第15条 本クラブに、クラブ育成保護者会を置く。

2. 前項のクラブ育成保護者会規約については、これを別に定める。

第五章 会計

(会計)

第16条 本クラブの会計は、クラブ員の仕事の納める会費・保護者会会費・寄付金・補助金およびその他の収入によって支弁する。

2. 本クラブの年会費は、加入登録団員1人につき18,000円とする。
 - ・前期(4月から9月分)9,000円、後期(10月から3月分)9,000円とする。
 - ・前期は3月末、後期は9月末までに会計へ支払うものとする。
3. 上記2項において、1年生の年会費は加入登録団員1人につき12,000円とする。
 - ・前期(4月から9月分)6,000円、後期(10月から3月分)6,000円とする。
 - ・前期は3月末、後期は9月末までに会計へ支払うものとする。
4. 本クラブの会計は、総会から翌年の総会までとする。

(規約の改正及び段の解散)

第17条 本規約の改正及び本クラブの解散は、保護者会総会出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

米原ジュニアフットボールクラブ育成保護者会規約

(総則)

第1条 米原ジュニアフットボール規約第5条の定めにより、米原ジュニアフットボールクラブ育成保護者会（以下「保護者会」という）を設け事務所を米原市公民館に置く。

(目的)

第2条 保護者会は、クラブの健全な育成を目的とする。

2. 保護者会は、前項の目的達成のため、次の活動を行う。
 - (1) 米原ジュニアフットボールクラブ活動の目的達成のための育成援助を行う。
 - (2) 米原ジュニアフットボールクラブが参加する交流会活動及び各種大会への参加援助を行う。
 - (3) 指導者の資質向上のための援助を行う。
 - (4) 広報活動を行う。
 - (5) 会員相互の親睦と体力向上のための活動を行う。
 - (6) その他スポーツ少年団育成に必要な活動を行う。

(組織)

第3条 保護者会は、米原ジュニアフットボールクラブの保護者で組織する。

(役員)

第4条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名程度
- (3) 学年部長 各学年1名程度

(4)会計及び監事(米原ジュニアフットボールクラブ規約第10条の役員がこれを兼務する)

第5条 前条の役員は、保護者会役員会で選出し、総会で承認を得る。

2. 会長は、保護者会を代表し、会務を統括する。
3. 副会長は、会長を補佐し会長に支障があるときは、その職務を代行する。
4. 学年部長は、各学年を統括する。
5. 会計は、保護者会の会計を処理する。
6. 監事は、保護者会の会計を監査する。

(役員任期)

第6条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。
ただし、その場合の任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

(会議)

第7条 保護者会の会議、総会および役員会とし、会議は会長が召集する。

2. 会議の議長は、会長がこれに当たる。
3. 保護者会の議事は役員の過半数をもって決め否可同数のときは議長がこれを決める。

(規約の改正)

本規約の改正は、総会出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

■米原ジュニアフットボールクラブの入会費について

●カテゴリー別の会費

新2年～6年生	4月～9月分	9,000円
	環境管理費	3,000円 基本年額
	合計	12,000円 3月末払い

10月～3月分	9,000円
環境管理費	0円
合計	9,000円 9月末払い

新1年	4月～9月分	6,000円
	環境管理費	1,000円 基本年額
	合計	7,000円 3月末払い

10月～3月分	6,000円
環境管理費	0円
合計	6,000円 9月末払い

●途中入会の会費について

- 新2年～6年生**は、月割り(1,500円)×月(月途中からは翌月の入会月)とします。
- 施設使用料については途中入会においても3,000円を徴収します。
※例:6月15日に入会の場合は前期(7月から9月)の3ヶ月となり、4,500円を入会費とし、それに施設使用料の3,000円を徴収します。
- 新1年**は、月割り(1,000円)×月(月途中からは翌月の入会月)とします。
- 施設使用料については途中入会においても1,000円を徴収します。
※例:6月15日に入会の場合は前期(7月から9月)の3ヶ月となり、3,000円を入会費とし、それに施設使用料の1,000円を徴収します。

■スポーツ安全保険について

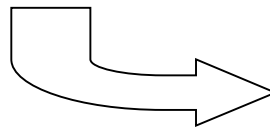
- ★スポーツ安全保険は、サッカークラブ入会にされた選手(子供)はスポ少の登録関係で全員入ってもらいます。
- 送迎時、試合準備、後片付け、応援等でのケガ等が対象となります。
- ※自動車事故での賠償責任を負った場合は対象外です。
- 2024年度の掛け金は 800円/年(予定) <2024.4.1～2025.3.31>

★加入区分

選手は「A1」、保険対象となる内容については、下記のHPより確認願います。

<保険説明しおり>

https://www.sportsanzen.org/hoken/grjkk10000000kre-att/2024_shiori.pdf



★事故が起きた時のフローとして

⇒ケガ等の事故発生

⇒角田まで報告

帯同していた指導者へ確認してもらい、指導者から角田まで報告いただくほうがいいと思います
報告内容として(対象者,日時,場所,ケガをした原因,身体のどこがどうなったか,病院名,医者名)

⇒角田が HP からスポ安に報告します

⇒ケガをした選手宅に、報告書(申請書)が届きます。

⇒ケガが完治するまで報告書は保管ください(通院した日、病院、振込先等を記入)

⇒角田まで提出願います。

★確認したいことがあれば詳しいところまでは説明できませんが、角田まで直接問合せ願います。

Tel090-85737424 メール mjfc-39-maradonna@docomo.ne.jp です。

■その他



Maihara Junior Football Club
since1990

URL <http://mjfc1990.sakura.ne.jp/>

e-mail:mjfc@silver.ocn.ne.jp

Mobile.URL <https://mjfc1990.jimdo.com/>

